

# 平成 30 年度 認知症対応型サービス事業開設者研修 開 催 要 項

## 【目 的】

認知症対応型サービス事業所を運営していく上で、必要な認知症介護に関する知識を修得することにより、介護サービス事業所全体の質の向上を図ることを目的とします。

【主 催】 島根県

【実施機関】 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【受講対象】 次の①②③のいずれかに該当する方

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者
- ② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の代表者
- ③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者

※今後、開設を予定している事業所の代表者は、開設時に本研修を受講していることが必要です。

※代表者変更になった場合、新任の代表者は本研修を受講することが必要となります。

※地域密着型サービス事業所の人員基準上、本研修の受講が必要となる場合がありますので、詳しくは別紙「指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修」をご参照下さい。

## 【研修日程】

	会 場	期 日	開催場所（※会場周辺図参照）	定 員
第Ⅰ回	松江	平成 30 年 6 月 7 日(木)	いきいきプラザ 401 研修室	15 名
第Ⅱ回	浜田	平成 30 年 10 月 25 日(木)	いわみーる 101・102 研修室	15 名

## 【研修内容】

時 間	内 容	講 師
8 : 40 ~ 8 : 55	受 付	
8 : 55 ~ 9 : 00	開 会	
9 : 00 ~ 10 : 30	認知症高齢者の基本的理解	医療法人 同仁会 理事長・医学博士 櫻井 照久 氏
10 : 40 ~ 11 : 40	家族の理解・高齢者との関係の理解	認知症の人と家族の会島根県支部代表 黒松 基子 氏
11 : 50 ~ 12 : 40	地域密着型サービスの基準について	島根県健康福祉部高齢者福祉課
12 : 40 ~ 13 : 30	昼食・休憩	
13 : 30 ~ 17 : 00	認知症高齢者ケアのあり方 地域密着型サービスの取り組みについて	株式会社 如水舎 代表取締役 足立 貴弘 氏
17 : 00 ~ 17 : 30	職場体験オリエンテーション	

<b>職場体験 【8 時間】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の立場から各事業者におけるケアを体験することで、利用者にとって適切なサービス提供のあり方等を理解することを目的としています。</li> <li>・講義終了後、概ね 2 週間以内に職場体験をしていただきます。</li> <li>・職場体験終了後、A4 版 5 枚程度のレポート作成を義務付けます。</li> <li>・職場体験の詳細については、研修日当日にお知らせします。</li> </ul>
------------------------	---

### 【申込方法・受講決定】

- (1) 申込用紙（様式第5号）により、各圏域の介護保険者にお申込ください。（FAX 不可）
- (2) 保険者は総括表（様式第2号 別紙）に取りまとめの上、島根県福祉人材センターに受講申込書を提出してください。（FAX 不可）
- (3) 受講の可否については、研修日の前月下旬までに各事業所に送付すると共に、保険者へ受講決定一覧を送付します。
- (4) 定員超過の際は、島根県が定める選考基準に基づき選考を行ない、受講をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。
- (5) 受講申込書（様式第5号）につきましてはホームページに掲載しております。

	会場	事業所から保険者への受講申込受付期間	保険者から福祉人材センターへの提出期限
第Ⅰ回	松江	4月19日(木)～5月1日(火)【必着】	5月8日(火)【必着】
第Ⅱ回	浜田	8月21日(火)～9月4日(火)【必着】	9月11日(火)【必着】

### 【受講料】 ひとり 5,000円

○受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。開催日の一週間前までに所定の方法により受講料をお振込みください。

○決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、開催日の一週間前までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金致します。（手数料は事業所負担）

### 【修了証書】

- 厚生労働省が定めた研修日程（時間数）を満たした出席者には島根県知事名の修了証書が交付されます。
- 1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。  
また、(注1)研修受講態度が著しく不良であったり、研修内容を理解していないと判断される場合も、修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。（緊急かつやむを得ない場合等については県と協議の上、決定します）

注1) ①他の受講者、研修会場、実習場所に迷惑をかける行為

②研修の円滑な実施を妨げる行為

③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

### 【その他】

- ①研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）
- ②昼食は500円（弁当のみ・税込）で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。
- ③研修会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- ④駐車場に限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。
- ⑤地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。
- ⑥インフルエンザなど、受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑦研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。

### 【問合先】

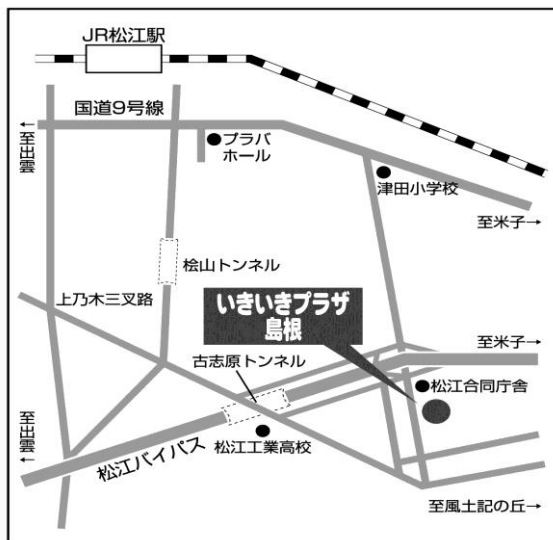
〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内  
島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当：柏井・西原  
TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956  
URL <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

## 【会場周辺図】

「いきいきプラザ島根」 松江市東津田町 1741-3



◆JR 松江駅バス停より南循環線で「県合同庁舎前」下車  
(所要時間約 20 分)

「いわみーる」 浜田市野原町 1826-1



◆JR 浜田駅より「大学線」で「いわみーる」下車  
(所要時間 10 分)